

幼小の連携・接続を踏まえた今後の道徳教育政策の方向性

宮本浩紀

はじめに

我が国の幼児教育政策は、**2006**（平成**18**）年における教育基本法の改正及び**2008**（平成**20**）年における幼稚園教育要領の改訂をもって、ひとまず今後の方向性が確定されることとなった。だが、現段階において個別具体的に解決の求められている課題の中には、ここ十数年来懸案事項として認められてきたものの、中々抜本的な変革が打ち出されてこなかったものが多い。例えば、**2004**（平成**16**）年に出された答申（「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について—子どもの最善の利益のために幼児教育を考える—」）に示されている、教育課程における幼児教育の位置付けの再確認や、幼稚園等の施設における教育機能の強化、あるいは幼児教育に携わる人的資源の確保及びその資質・専門性の向上などの課題は、長期間にわたって解決の求められているものの代表であろう¹。それに加え、近年、子どもを取り巻く様々な面においても急激な変化が認められる。少子高齢化や就業形態の変質を背景として、子どもの成育の基盤となる家庭及び地域社会の在り方に大きな変化が生じ、また現代社会の様々な場面における“適応”の問題を背景として、子どもが獲得することの望ましい資質及び能力にも多様な変化が生じている。これらの点に鑑みれば、今後我が国の幼児教育政策においては、個別の政策の見直しと大きな展望の創出を同時かつ迅速に遂行することが一層求められていくといえよう。

以上のような問題意識のもとに、いまいちど幼児教育の在り様を展望するとき、今後の我が国における幼児教育政策は、大きく次の二点の方向性を有するべきであることが認められる。まず第一に、異年齢・他校種との連携・接続の必要性があげられる。少子化に伴う核家族の増加あるいは地域社会の変容は子

子どもの人間関係の面において多大な変化をもたらすものであり、また実際にすでにそのような変化が起きている。異年齢の子どもと接する時間が減っていることが指摘されて久しいが、今後そのような傾向が自然に改善されるとは考えにくい以上、まずもって幼稚園と小学校の連携あるいは接続が一層重要になってくるものと考えられる²。続いて第二に、子どもの資質・能力のさらなる向上の必要性があげられる。一口に資質・向上といっても、小学校以降の学習につながる学力観・能力観など様々なものが想定されるが、ここでは子どもの学校生活の基盤の一端を構成する道徳性の在り様に注目したい。従来、自己を見つめ、自己を振り返る力を養う道徳教育は、まずもって小学校以降において実施されてきたが、近年、幼児教育における道徳性育成の方法・過程が一層重視され、小学校以降の道徳教育に還元されることが期待されているからである³。本稿では、これら二点を集約した「幼小の連携・接続を踏まえた今後の道徳教育政策の方向性」について考察する。

1. 道徳教育政策の変遷

まず初めに、簡潔にはあるが、初期社会科創設から「道徳の時間」特設に至る時期の道徳教育政策について概観しておこう。周知のとおり、同分野における教育政策は、① 修身科の廃止—1945（昭和 20）年 12 月、② 社会科の創設—1946（昭和 21）年 10 月、③ 「道徳の時間」の特設—1958（昭和 33）年 8 月という三つの事象をもとに展開されてきた。

我が国の道徳教育政策は、戦後まもなくの 1945（昭和 20）年 12 月 31 日に占領軍によって通達された「修身、日本歴史及び地理停止二関スル件」⁴によって修身科の廃止が決定されることをもって開始した。占領軍による教育政策の検討の一方で、文部省内に発足した公民教育刷新委員会によっても構想が抱かれていたため、戦後の道徳教育政策は、当初、占領軍の教育政策と公民教育刷新委員会の方針が並立する形で展開した。結果的に、連合国軍総司令部民間情報教育局（CIE）の勧告によって公民科を通じた道徳教育の構想は短命に

終わってしまったため、道徳教育が特定の教科として行われることはなくなったものの、その理念は社会科に引き継がれることとなった⁶。

1946（昭和21）年10月に誕生した社会科（いわゆる“初期社会科”）は、その前年に解消させられていた修身・歴史・地理の教育目的を統合・改変する形で、知性と徳性の双方の獲得を目指すものであった。そのように子どもの知性の働기가大きく注目されていた点において、現行の道徳教育（「道徳の時間」）とは大きく性質を異にしていたといえる⁷。

現在実施されている「道徳の時間」が特設されたのは、1958（昭和33）年である。これは、上記のような様々な歴史的経緯及び天野貞裕文部大臣をはじめとした文部省による道徳の教科化必要性を巡る論議を経て、大きな論争の中で実施された⁸。これ以後の学校における道徳教育は、学校における全面主義道徳が維持されるとともに、「道徳の時間」を全面主義道徳の「補充・深化・統合」として位置づけた点が特徴的である⁹。

以上のような歴史的経緯を踏まえるならば、新たに「特別の教科 道徳」を教育課程に導入するという、2015（平成27）年7月になされた学習指導要領の一部改訂は、大きな変化を与えるものであることが確認できよう。半世紀にわたって“教科”として実施されてこなかった状況に変化がもたらされたことに加え、検定教科書の導入や教員免許の改革、学校・家庭・地域の連携の強化、指導体制の充実、新たな教育方法の使用、発達段階を踏まえた指導の実施、教育評価の実施などが具体的に検討されているからである。

これらの改革案のうち、本稿においてとりわけ注目したいのは、「新たな教育方法の使用」と「発達段階を踏まえた指導の実施」である。役割演技やコミュニケーションに関わる学習、あるいは問題解決型の学習が取り入れられることにより、従来の座学中心の学習スタイルに変化が及ぶことが期待される¹⁰。他方、子どもの発達段階が踏まえられることにより、とりわけ低年齢の時期においては生活のなかでの道徳性の獲得が目指されることになる。このように、「特別の教科 道徳」において、これまでの「道徳の時間」の実施形態とは異なる取

り組みが行われることが期待されていることを踏まえておくことが必要である。

2. 近年の幼児教育における道徳教育政策の概観

2015（平成 27）年における学習指導要領の一部改訂など、小学校段階における道徳教育の振興に関しては、現況様々な政策が打ち出されている。今後、検定教科書の導入や校内における指導体制の確立・充実、道徳教育において用いられる教育方法の追加・変更など、新たな政策が多様に打ち出されていくものと考えられる。他方、従来より幼小連携・幼小接続の重要性が主張されてきたなかで、幼稚園と小学校の教育をつなぐ具体的な政策としてスタートカリキュラムの導入や人事交流が示されてきた。ここでは、我が国の幼児教育における道徳教育において、近年いかなる政策が講じられてきたのかについてみていくこととする。

概ね過去十年のスパンで振り返った場合、以下の四つの答申・報告書が作成されてきたことが認められる。

表 1 近年の幼児教育段階における道徳教育政策の変遷

<p>2005（平成 17）年：「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について—子どもの最善の利益のために幼児教育を考える—（答申）」</p> <p>2008（平成 20）年：「幼稚園教育要領」改訂</p> <p>2009（平成 21）年：「子どもの徳育の充実に向けた在り方について（報告）」</p> <p>2014（平成 26）年：「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）（案）」</p>
--

第一番目に掲げた、2005（平成 17）年に打ち出された「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について—子どもの最善の利益

のために幼児教育を考える―（以下、「今後の幼児教育」とする）」は、実際には、道徳教育にのみ焦点化した資料ではないものの、「子どもの育ちの現状と背景」について記した箇所において、「近年の幼児の育ちについては、基本的な生活習慣や態度が身に付いていない、他者とのかかわりが苦手である、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、運動能力が低下しているなどの課題が指摘されている」という記述が認められる¹¹。「道徳教育」あるいは「道徳性」という文言こそ使用されていないものの、ここには近年の子どもに認められる諸問題（いわゆる小1プロブレム等）を念頭におきつつ、子どもの「規範意識」の重要性が示されている。

その後、2008（平成20）年に「幼稚園教育要領」の改訂が実施された後、2009（平成21）年に、子どもの徳育に関する懇談会によって「子どもの徳育の充実に向けた在り方について（以下、「子どもの徳育の充実」とする）」と題した報告書が作成された。同報告書は、「1. 徳育の意義・重要性」、「2. 現代の子ども成長と徳育をめぐる今日的課題」、「3. 子どもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題」、「4. 子どもの徳育の充実に向けて」という四章で構成され、道徳教育（徳育）に関して理論面・実践面から様々な分析がなされている。本稿でとりわけ注目したいのは、同報告書に示された「10の提言」である（表2参照）¹²。

「子どもの徳育の充実」に示された10の提言の内容をまとめるならば、概ね4点の特徴（①家庭教育の充実・支援、②道徳教育の指導体制の確立、③子どもの現状及び発達段階を踏まえた指導、④情報モラル教育の推進）が認められる。このうち、子どもをとりまく近年の事情に鑑みるならば、幼児教育に関しては、とりわけ家庭教育の重要性が示されたことに意義があるといえる。

表2 「子どもの徳育の充実に向けた在り方について」

- | |
|---|
| <p>提言 1 家庭で子どもに愛情を持って接し、生活上の基本的なしつけを行うこと</p> |
| <p>提言 2 家庭教育の支援とワーク・ライフ・バランスの推進を図ること</p> |
| <p>提言 3 子育て関係団体と連携協力し、地域の子育ての取組を充実すること</p> |
| <p>提言 4 全校的な体制づくりを通じ、各学校において道德教育を充実すること</p> |
| <p>提言 5 道德教育に関する教材の活用への支援と教師の資質向上を図ること</p> |
| <p>提言 6 発達段階に応じた子どもの体験活動の充実を図ること</p> |
| <p>提言 7 絵本の読み聞かせや古典に親しむ等の読書活動の充実を幼児期から図ること</p> |
| <p>提言 8 有害情報から子どもを守る取組や情報モラル教育を推進すること</p> |
| <p>提言 9 子ども向けの良質な番組提供や出版等への取組を充実すること</p> |
| <p>提言 10 子どもの徳育の充実に向けた啓発活動を推進すること</p> |

最後に掲げた「道德に係る教育課程の改善等について」は、答申（案）ではあるものの、重要な内容が示されていることが確認できる。すなわち、「幼稚園、高等学校、特別支援学校における道德教育の充実」と題した箇所において、幼稚園から高等学校段階までの一貫した道德教育の実施が主張されているのである。これによると、本稿末尾に掲げた参考資料（表4）のように、従来小・中学校段階で作成・使用されてきた道德の内容項目を幼稚園段階における道德教育にも適用可能なものとするのが目指されるという。まだ（案）の段階であるとはいえ、現行の小・中学校版学習指導要領に掲載されている道德の内容項目が幼稚園教育要領にも掲載されることになった場合、今後の幼稚園における道德教育は少なからぬ変更がなされるものと推察される。とりわけ、これまで子どもの主体性を尊重し、遊びなどの具体的な場面を通じてなされてきた道德

教育の在り方がどのように変化するのかに関しては大いに注目しておく必要があるだろう。

3. 幼稚園・小学校における今後の道德教育政策の方向性

最後に、幼小連携・接続を踏まえた今後の道德教育政策の展望を確認しておきたい。先述のとおり、幼小連携あるいは幼小接続が実施されることによって、幼稚園段階は、子どものその後の発達において道德性の基盤が整えられる重要な位置づけにあることが再確認されることとなる。他方、小学校段階は、教科書を使った道德教育の在り方に加えて、子どもたちが自ら学び自ら関わる体験活動を通じて道德性を養っていく在り方が一層取り入れられていくことになる。従来、幼稚園では、遊びや日常生活場面における他の子どもたちとの交流を通して、自他の気持ちの違いやその調整の必要性について感じ取っていくことが目指されてきたわけであるが、幼小連携・接続が推進されることによって、今後道德性は、そのように自分自身が関わる具体的な活動の中で感じ取られ育まれることが一層期待される。ともすると、生活指導・生徒指導と道德教育の境界に関して議論がなされることの多い小学校における道德教育の実施においても、教科書を用いた座学では得られることのできないことがらが、日常生活における具体的な場面を通じて学ばれることとなるだろう。

すでに種々の先行研究を通して、子どもたちの異年齢交流が行われた場合、高学年の児童の自尊感情（自己肯定感）の上昇がみられることが指摘されている。それらの研究成果を踏まえるならば、①幼小連携・接続のさらなる推進、②幼稚園における道德教育の強化、③幼稚園・小学校における道德教育の体系化がなされることによって、子どもたちは長期的な発達のスパンのもとで道德性を養っていくことが期待されることとなる。

現行の「幼稚園教育要領」では、表 3 に示した箇所にも「道徳性」という言葉が用いられているにすぎないものの¹⁴、近年の文部科学省の方針を踏まえるならば、今後はそのような指導要領における道徳教育の記述にも変化が加えられていくはずである。以上を踏まえ今後も幼小それぞれにおける道徳教育の在り様、及びその連携・接続の動向を追っていく必要があるといえる。

表 3 「幼稚園教育要領」の一部抜粋 (下線は筆者による)

「幼稚園教育要領」第 2 章 ねらい及び内容

一人間関係 3 内容の取扱い

道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、幼児が他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまづきをも体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。

おわりに

以上、本稿では、我が国における戦後の道徳教育政策の変遷を踏まえながら、今後の幼小連携・接続の推進に伴う双方の教育機関における道徳教育政策の方向性について検討してきた。とりわけ、先般の「特別の教化 道徳」の導入に伴い、幼児教育段階と義務教育段階における道徳教育政策については注視が求められ、幼稚園における道徳性の育成においては特に小学校との接続を踏まえた研究を行っていく必要が高まることが予想される。それらを視野に入れながら、今後も、幼小連携・接続を視野に入れた長期的なスパンにもとづく幼児教育政策の構築を目指して、我が国における道徳教育政策の展望を追っていきたい。

【参考文献】

○著書

船山謙次『戦後日本教育論争史』東洋館出版社、1958年

梅根悟監修『世界教育史大系』第39巻 道德教育史Ⅱ、講談社、1977年

船山謙次『戦後道德教育論史 上・下』青木書店、1981年

押谷由夫『「道德の時間」 成立過程に関する研究—道德教育の新たな展開—』
東洋館出版社、2001年

貝塚茂樹『戦後教育のなかの道德・宗教』文化書房博文社、2003年

○公的資料

中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の
在り方について—子どもの最善の利益のために幼児教育を考える—」2005年
文部科学省『幼稚園教育要領解説』2008年

子どもの徳育に関する懇話会「子どもの徳育の充実に向けた在り方について」
2009年

中央教育審議会（答申）（案）「道德に係る教育課程の改善等について」2014年

1 中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児
教育の在り方について—子どもの最善の利益のために幼児教育を考える—」
2005年。

2 幼稚園と小学校の連携及び接続がなされる前提として、幼稚園と保育園の一
体化・一元化がなされるべきことは言うまでもない。

3 中央教育審議会（答申）（案）「道德に係る教育課程の改善等について」2014年。

4 連合国軍最高司令部「修身、日本歴史及び地理停止二関スル件」、1945年（宮
原誠一・丸木政臣・伊ヶ崎暁生・藤岡貞彦『資料 日本現代教育史』第1巻、
三省堂、1974年、29頁）

- 5 船山謙次『戦後道徳教育論史(上)』青木書店、1981年、53-71頁。
- 6 上田薫「第七章 戦後道徳教育における改革と半改革」(梅根悟監修『世界教育史大系』第39巻 道徳教育史Ⅱ、講談社、1977年、292-293頁)。
- 7 同上。
- 8 社会科の創設から「道徳の時間」特設にかけての時期において注目すべき道徳教育政策として、天野貞祐文部大臣による「修身科」の復活に関する提案、及び文部省によって打ち出された「道徳教育振興方策」と「道徳教育のための手引書要綱」があげられる。
- 9 「道徳の時間」に対して、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の「補充・深化・統合」という機能を付与したのは、1968(昭和43)年7月版学習指導要領においてである。
- 10 中央教育審議会(答申)(案)「道徳に係る教育課程の改善等について」前掲。
- 11 中央教育審議会答申「今後の幼児教育の在り方」前掲。
- 12 子どもの徳育に関する懇話会「子どもの徳育の充実に向けた在り方について」2009年。
- 13 中央教育審議会(答申)(案)「道徳に係る教育課程の改善等について」前掲。
- 14 文部科学省『幼稚園教育要領解説』2008年、260頁。

表 4 「道徳の内容」の学年段階・学校段階の一覧表（小学校学習指導要領 道徳）

小学校第1学年及び第2学年	小学校第3学年及び第4学年	小学校第5学年及び第6学年
<p>1 主として自分自身に関すること</p> <p>(1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしない、規則正しい生活をする。</p> <p>(2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。</p> <p>(3) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。</p> <p>(4) うそをついたりごまかしをしたたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。</p>	<p>(1) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。</p> <p>(2) 自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。</p> <p>(3) 正しいと判断したことは、勇気をもって行う。</p> <p>(4) 過ちは素直に改め、正直に明るいい心で元氣よく生活する。</p> <p>(5) 自分の特徴に気付き、よい所を伸ばす</p>	<p>(1) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。</p> <p>(2) より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけないで努力する。</p> <p>(3) 自由を大切にし、自律的で責任のある行動をする。</p> <p>(4) 誠実に、明るいい心で楽しく生活する。</p> <p>(5) 真理を大切にし、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする。</p> <p>(6) 自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。</p>
<p>2 主として他の人とのかわりに関すること。</p> <p>(1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。</p> <p>(2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。</p> <p>(3) 友達と仲よくし、助け合う。</p> <p>(4) 日ごろ世話になっていている人々に感謝する。</p>	<p>(1) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。</p> <p>(2) 相手のことを思いやり、進んで親切にする。</p> <p>(3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。</p> <p>(4) 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。</p>	<p>(1) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。</p> <p>(2) だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする。</p> <p>(3) 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。</p> <p>(4) 謙虚な心を持ち、広いい心で自分で自分と異なる意見や立場を大切にする。</p> <p>(5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにとたえる。</p>

<p>3 主として自然や崇高なものとかかわりに関すること。</p> <p>(1) 生きること喜び、生命を大切にすることをもち、 (2) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。 (3) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。</p>	<p>(1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にす。 (2) 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にす。 (3) 美しいものや気高いものに感動する心をもつ。</p>	<p>(1) 生命がかげがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。 (2) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にす。 (3) 美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつ</p>
<p>4 主として集団や社会とかかわりに関すること。</p> <p>(1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にす。 (2) 働くことよさを感じて、みんなのために働く。 (3) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。 (4) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。 (5) 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。</p>	<p>(1) 約束や社会のきまりを守り、公徳心をもつ。 (2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。 (3) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。 (4) 先生や学校の人々を敬愛し、みんな協力し合って楽しい学級をつくる。 (5) 郷土の伝統と文化を大切にし、郷土を愛する心をもつ。 (6) 我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。</p>	<p>(1) 公徳心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義務を果たす。 (2) だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。 (3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。 (4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。 (5) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。 (6) 先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなで協力し合いよりよい校風をつくる。 (7) 郷土や我が国の伝統と文化を大切にすし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。 (8) 外国の人々や文化を大切にする心もち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。</p>